③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

(a)　経営事項評価点数1,300点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績１

　躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める実績２

　深礎工法により施工した杭径φ7.0m以上の場所打ち杭の工事

(b)　経営事項評価点数1,150点以上の鋼橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績３

　連続箱桁橋の工場製作

求める実績４

　送出し架設工法により架設した最大支間長55m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める実績５

　鋼上部工又は鋼製橋脚で溶接する鋼板の板厚が48㎜以上（突合せる鋼板の薄い方の板厚）の突合せによる現場溶接を実施した工事

求める実績６

　断面交通量が２万５千台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

(c)　土木工事又は鋼橋上部工工事を特定建設工事共同企業体（甲型）で施工する場合は、上記①及び②特定建設工事共同企業体（甲型）の場合の該当する工事の実績を有すること。

(5)　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・下部工に係る工事の経験を有する技術者は下部工が稼働している期間。
・基礎ぐい工に係る工事の経験を有する技術者は基礎ぐい工が稼動している期間。
・架設工に係る工事の経験を有する技術者は上部工が稼働している期間。
・溶接工に係る工事の経験を有する技術者は溶接工が稼働している期間。
・車線規制に係る工事の経験を有する技術者は車線規制が稼働している期間。

①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１、求める経験２、求める経験３、求める経験４、求める経験５及び求める経験６に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

④―１　単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

求める経験１

　躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める経験２

　深礎工法により施工した杭径φ3.0m以上の場所打ち杭の工事

求める経験３

　連続箱桁橋の工場製作

求める経験４

　送出し架設工法により架設した最大支間長25m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める経験５

　鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接を実施した工事

求める経験６

　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

④―２　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する土木工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功した、次に掲げる求める経験１、求める経験２の施工実績を有すること。

また、特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する鋼橋上部工工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功した、次に掲げる求める経験３、求める経験４、求める経験５及び求める経験６の施工実績を有すること。

求める経験１

　躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める経験２

　深礎工法により施工した杭径φ3.0m以上の場所打ち杭の工事

求める経験３

　連続箱桁橋の工場製作

求める経験４

　送出し架設工法により架設した最大支間長25m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める経験５

　鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接を実施した工事

求める経験６

　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

なお、土木工事又は鋼橋上部工工事を特定建設工事共同企業体（甲型）で施工する場合は、上記④―１特定建設工事共同企業体（甲型）の場合によるものとする。